

保存版 知らんと損するぞいね

利用者急増中

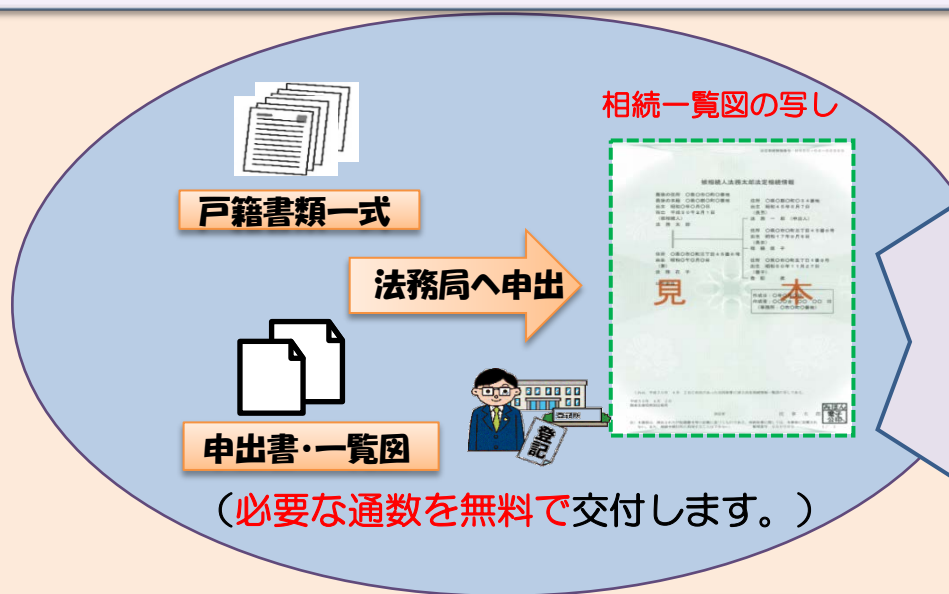


あなたの相続手続きを応援します

ご存じですか？

便利で無料の「相続証明制度」

相続手続きが発生したら「**相続証明制度**」をご活用下さい。

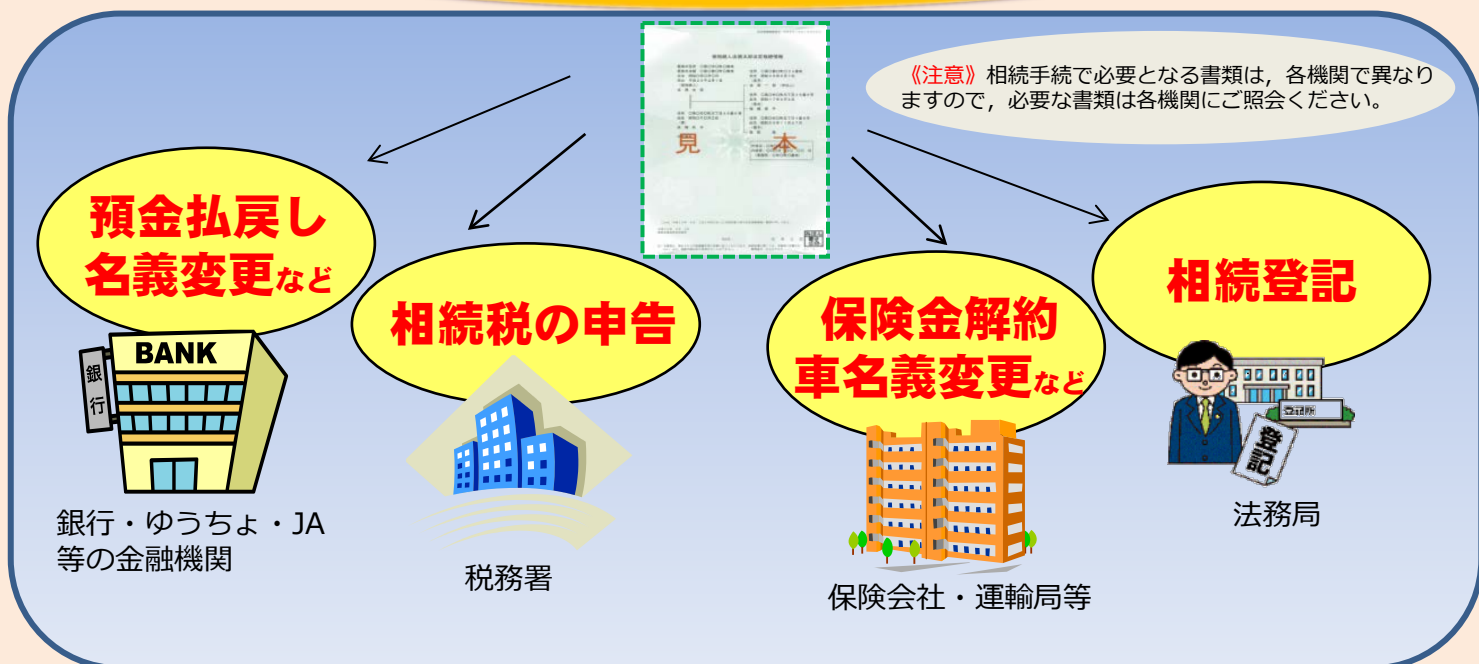


相続一覧図の写しを利用すれば、**各種相続手続きを同時に**進められることもでき、

時間短縮

につながります。

同時に進められるイメージ



相続証明制度に関する手続きは専門家に依頼することもできます！

相続登記はすんだるかいいね？

相続登記をしないで放っておくと...

◆不動産を売却
できない。

◆不動産を担保に
融資を受けること
ができない。

◆相続人の確認に
時間や費用がかかる。

◆重ねて相続が発生すると権利関係が複雑に
なり、連絡がとれない相続人がでてくる。

差押されて
しまうことも！

耳よい情報です

2021年3月31日まで



相続登記の登録免許税が免税される場合があります。
～詳しくは法務局ホームページをご覧ください。～



法務局では、

司法書士会、土地家屋調査士会と連携し、相続登記の促進、空き家対策のサポートに努めています。

石川県司法書士会



総合相談センター

「へるぷねっといしかわ」(相談無料)

面接相談予約: 076-291-7070

(小松・加賀・能登地区: 随時受付 /
金沢地区: 水曜日 18:00～20:00)

電話相談専用: 076-292-8133

(平日10:00～16:00受付)

※相続証明制度も取り扱っています。

石川県土地家屋調査士会

建物に関する登記・土地の境界・不動
産の表示に関する登記の**無料相談**
(随時受付)

電話相談受付: 076-291-1020

(平日10:00～16:00受付)

※相続証明制度も取り扱っています。



金沢地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kanazawa/>